

令和9年度 放課後児童クラブ 利用募集案内

(以下、クラブと称す)

◆申請手続きについて◆



1 クラブの利用申請ができる方 ※全ての条件を満たすこと。

- (1) 利用児童は、町内の小学校新1年生から新6年生であること。
- (2) 保護者が昼間に就労、又は長期にわたる疾病等の状態であること。
※就労の場合は平日週3日以上勤務し、児童の下校時間帯に保護者が在宅していないこと。
※勤務が夜間のみで放課後に在宅している場合は、利用基準を満たしません。
※育児休業中の方は、復職日以降の利用開始となります。
(利用決定後に育児休業の取得が判明した場合、決定を取り消します。)
- (3) 父母以外の18歳以上75歳未満の者が同一住所地にいる場合、就労・疾病等の状態であること。
※就労の場合は保護者と同様、平日週3日以上勤務し、児童の下校時間帯に在宅していないこと。
※クラブの利用の適正化を図るため、「就労証明書」等利用する児童の養育ができない理由の分かる書類の提出が必要となります。
- (4) クラブの利用を必要とする日が、平日週3日以上あること。(土曜日利用を除く。)
- (5) 本年度に引き続きクラブを利用する場合、実費相当額(おやつ代や教材費)に兄弟姉妹の利用分も含めて滞納がないこと。
- (6) 保護者が18時15分までに迎えに来ること。
- (7) 子どもに適切な遊びや生活の場を与え、安全に利用していただく為に、他の子どもに対する執拗な嫌がらせ等の迷惑行為や危険な行為を行わないこと。
(※守られない場合、利用中であっても、利用中断を町が利用者へ命じることができます。)

2 利用施設

施設名	受入学年	施設所在地・連絡先
多度津校区放課後児童クラブ	1～3年生	栄町三丁目1番53号 (Tel:32-3910)
多度津校区四つ葉クラブ	4～6年生	栄町三丁目1番9号 多度津小学校内 (Tel:33-3878)
豊原校区放課後児童クラブ	1～3年生	南鴨660番地7 (Tel:32-3970)
豊原校区四つ葉クラブ	4～6年生	南鴨660番地1 (Tel:32-3970)
四箇校区放課後児童クラブ	1～3年生	三井431番地1 (Tel:33-0172)
四箇校区四つ葉クラブ	4～6年生	三井431番地1 (Tel:33-0172)
白方校区放課後児童クラブ	1～6年生	奥白方1409番地1 (Tel:33-2589)

※利用人数によって、受入学年が変更になる場合もあります。

3 利用期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※年度ごとの申請のため、本年度から引き続き利用を希望される方も、申請が必要です。

4 利用申請に必要な書類

必要書類をすべてそろえて申請してください。書類がそろわない場合や記入漏れがある場合は、申請を受け付けることができません。

【必要書類一覧】

1 放課後児童クラブ利用申請書・同意書	1部／1人
2 父母について 児童を養育できない事由の証明書の提出（4ページ参照）	各1部
3 18歳以上75歳未満の者が同一住所地にいる場合 その方が、児童を養育できない事由の証明書の提出（4ページ参照）	各1部

※申請者多数の場合は、必要度の高い児童を優先させていただきます。そのため、利用できない場合もありますので、ご了承ください。

5 申請期間・提出先

(1) 令和9年4月1日からの利用を希望（通年）

★申請期間

令和8年11月2日（月）から11月20日（金）まで

★提出先

- ・各校区放課後児童クラブ
14時～18時15分（土・日曜日、祝日を除く）
- ・各校区四つ葉クラブ
15時～18時15分（土・日曜日、祝日を除く）

★審査結果

令和9年2月中旬頃を目途に、町健康福祉課より通知します。

(2) 令和9年4月2日以降からの利用を希望

★申請期間

利用を希望する月の前月初日から10日まで（10日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日）

★提出先

町健康福祉課（本庁1階入口をに入って右側4番窓口）にて受け付けます。
8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）

★審査結果

受付後、審査が完了次第通知します。

(3) 長期休業期間のみの利用を希望

- ・長期休業期間開始日の前月初日から受付を行います。長期休業ごとに申請をお願いします。受付期間については、町広報及びホームページにてお知らせします。

6 申請内容に変更が生じた場合等の手続きについて

(1) 「利用申請書」に記載した内容に変更があった場合

「利用申請書」を再度提出してください。

(2) 仕事を辞めた、利用をやめる（退会する）場合

「退会申出書」を提出してください。※申出月で退会。



- (3) 父母及び同一住所地に住む18歳以上75歳未満の者の「就労証明書」の内容（勤務先・勤務時間等）に変更があった場合

勤務先や勤務時間の変更及び雇用期間が終了した場合は、新しい「就労証明書」を速やかに提出してください。

提出されない場合は、就労状況の確認ができませんので退会となります。また、提出した場合であっても、就労日数や就労時間が利用の基準を満たしていない場合は退会となります。

◆利用における注意事項◆

1 実費相当額

おやつ代及び教材費	通年期		月額 3,000円
	長期休業のみ利用	春季休業	1,500円
		夏季休業	5,500円
		冬季休業	1,000円
傷害保険加入料	年額 800円（令和7年度実績）		

※おやつ代及び教材費については、1か月に満たない利用（長期休業中の場合も同様）でも1か月分の額となります。また学校給食がない日は、お弁当を持参していただきます。

2 来館及び帰宅

(1) 開所時間について

授業のある月曜日から金曜日
長期休業期間、小学校の振替休日
および開館する土曜日

下校～18時15分
8時～18時15分



※ 学校が終わったら、そのままクラブへ来所してください。

(2) 帰宅方法は原則お迎えです。必ず閉所時間（18時15分）までをお願いします。

(3) 帰宅時間、帰宅方法、お迎えの方に変更がある場合は、必ず保護者が在籍しているクラブへ連絡をしてください。

3 欠席について

(1) 欠席する場合は、必ず保護者が在籍しているクラブへ連絡をしてください。

(2) 感染症（インフルエンザ等）の場合、医師の許可（登校可）があるまで休ませてください。

(3) 学級閉鎖となったクラスの児童は、クラブも休ませてください。

(4) 児童の病気等やむを得ない場合を除き、連続して2か月間、利用日数が月8日以下の場合は退会となる場合もありますのでご注意ください。

4 利用中の病気やけがについて

(1) 利用中に具合が悪くなった場合は緊急連絡先に連絡をしますので、お迎えをお願いします。

(2) 利用中の万一の事故・負傷に備え、通院・入院・死亡・後遺障害に備えてスポーツ安全保険に加入していただきます。利用中に傷害を受けた場合、同保険の範囲内での補償となります。

◆各種証明書等の提出について◆

- ・クラブを利用する理由に応じて提出する様式を選び、記入してください。
- ・兄弟姉妹で利用する場合、兄姉は原本、妹弟はコピーを提出してください。
- ・書き損じた場合は取消線を引き訂正してください。
- ・提出された証明書はクラブの利用以外に使用しませんが、記入漏れや内容確認の必要がある場合は、証明者に問い合わせることがありますので、ご了承ください。

利用する理由と提出する様式	証明方法
保護者及び同一住所地に住む18歳以上75歳未満の者が子どもと離れて、日常の家事以外の仕事又は就学している。 会社員・公務員・団体職員・自営業者・農林漁業者 学生 ↓↓ <u>就労証明書・就労状況申告書</u> <u>在学証明書（学校の書式）</u> に必要事項を記入して提出。	<u>会社、団体などに雇用されている：就労証明書</u> 記入項目全ての内容について、雇用先（原則代表者）に証明してもらいます。 <u>就労者本人の加筆・訂正等は不可です。</u> 有限・株式会社の自営業者で代表者の方はご自分の証明でかまいません。 <u>自営業、農林漁業など：就労状況申告書</u> 有限・株式会社以外の自営業の方は、就労状況申告書及び確認書類を提出してください。 <u>※証明書は、発行日から3か月以内のものが有効です。</u> また不定期・シフト制勤務の方は、勤務時間を複数記入してください。 <u>学生</u> 学校の書式の在学証明書を提出してください。
保護者及び同一住所地に住む18歳以上75歳未満の者が病気や怪我、心身に障害を有している。又は、<u>施設入所中</u>※である。 子どもの親族に長期にわたる病人や、心身に障害を有する人等があり、常時看（介）護等をしている。 ↓↓ <u>指定の診断書</u> に必要事項を記入して提出。 <u>※施設入所中の場合は右記同意書に必要事項を記入して提出（診断書の提出は不要）。</u>	<u>病気・けが、障害</u> 世帯員本人が病気やけがで養育が困難な場合は、医師による証明が必要です。 なお、身体障害者手帳等をお持ちの方でも就労されている方は、就労・自営業証明書を提出してください。 <u>親族の看（介）護</u> 常時親族の看（介）護で子どもの養育が困難な方は、医師による証明が必要です。 <u>施設入所</u> 施設入所中で子どもの養育が困難な場合は、「個人情報の庁舎内情報共有に係る同意書」を提出してください。町が保有する情報を照会し確認します。
保護者（母）が妊娠・出産した。 ↓↓ <u>母子手帳の出産予定日が分かるページと、診察月日・妊娠週数の記載ページの写しを提出。</u>	<u>保護者（母）の妊娠・出産</u> 母子手帳の出産予定日が分かるページと、診察月日・妊娠週数の記載ページ（診察月日・妊娠週数以外の部分はマスキングしてください）の写しを提出してください。 出産予定日の8週前の日が属する月の初日から出産予定日の8週後の翌日が属する月の月末まで、クラブを利用することができます。

※同一住所地の場合は、世帯分離を問わず、同じ住所地であれば届出が必要です。

【お問い合わせ先】多度津町健康福祉課 こども支援係

TEL：0877-33-1134

FAX：0877-33-2550

本案内は、利用申請及び利用に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。
また、利用説明会等にも必ずお持ちいただき、その後は、大切に保管してください。